

那覇地方裁判所委員会（第26回）議事概要

1 開催日時

平成28年7月4日（月）午後2時から午後4時まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（委員は五十音順，敬称略）

（委員）阿部正幸（委員長），石島正貴，金城忠雄，剣持淳子，崎濱秀也，潮海二郎，清水一成，玉寄隆雄，西里幸二，宮城修，望月保博，森本忠昭，

（説明者）総務課課長補佐

（参列者）事務局長，事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官

（庶務）総務課長，広報係長，広報係

4 議事

(1) 委員の紹介

(2) 意見交換（テーマ：「裁判所の広報活動」について）

意見交換に先立ち，裁判所の広報活動について総務課課長補佐から当庁の実情等の説明を行い，引き続き庁舎内に設置している広報用展示物等の見学を行った。

【意見交換】（●委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◆裁判所）

●：「裁判所の広報活動」について，意見交換を行います。先程，パワーポイントでの説明並びに庁舎内での広報用展示物等を見ていただきましたが，それらについて，御質問や，御意見，御感想などがあれば，承りたいと思います。

○：裁判所が広報活動をしているということを普段あまり考えたことはなくて，今回のテーマでなるほど御苦労なさっているんだなということを感じ入りました。私は普段，法科大学院で教えておりまして，ご存知の方もいらっしゃると思いますが，法科大学院は鳴り物入りで始まったんですが，最近ちょっと学生を募集するのが大変な状況になってきております。私どもも，県内のなるべくたくさんの高校生の方，大学生の方にどんどん法曹になるという意思をもって進学していただきたいと

思っていて、大学生、さらには高校生にも法教育を考えなくてはいけないなど思っているところです。裁判所の広報について拝見すると高校生に裁判所を見学させたりするなど、裁判所でもいろいろと法教育を行っているということで、何か共通するものを感じた次第です。今のは、私どもの大学の学生がもっと入学してほしいなという事情と共通するものです。もう一つは、私は県で飲酒運転の根絶検討委員会の委員をしていますが、今、県が中心となって、警察、教育庁などいろいろなところから人が出て、飲酒運転をなんとかしなければいけないという話をしているところです。その中で、なぜ飲酒運転が減らないのかという理由の一つに、飲酒運転をしたらどうなるのかということをお金で済ませようという考えが、実際に飲酒運転をするとどうなるのか、お金を払えばいいという問題ではない、ただの交通裁判ではなく、正式の裁判となって刑務所に入ってしまうという実態もありますよ、ということをご存じでないんですね。そういう観点で見ますと、裁判所で企画する裁判傍聴、法廷見学という広報の中で、交通安全協会の方とタイアップして社会人の方を対象とする道路交通法違反、飲酒運転、無免許運転の法廷傍聴等の広報活動もなさっていると、こういったことが県の行っている飲酒運転根絶の取組にもつながるものがあるのではないか、そういったことを考えますと、裁判所がいろいろ行っている広報活動は、法科大学院における法教育や、飲酒運転の根絶といった県の取組みと歩調を合わせて、協力し合っていける面があるのではないか、そのことによって何か効果があるのではないか、裁判所が単独でするよりも広く得られるものがあるのではないか、そういうふうに思っていますので、今後そういう動きもあってもいいのではないかと考えています。

- ：御意見ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。現に関係機関と連携をしている広報の企画とかはあるのでしょうか。
- ◆：検察庁や弁護士会と法教育についてお互いの広報活動で連携しあっているところはあります。検察庁は中学・高校の社会科の教諭に対して法教育の企画を夏休みに行っています。弁護士会はジュニアロースクールという企画があります。
- ：検察庁の法教育についての広報活動はどのようなものがありますか、御紹介をお

願います。

- ◎：法教育についてお話しすると、学生に限らず、検察庁の方でも庁舎内の見学があったり、業務の説明を聴きたいという要望がありまして、小学生から大学生まで、年間を通して何組も来られています。例えば、検察庁の庁舎内見学や刑事事件の手続の流れや、裁判のことなどを説明したりする時など、検察庁はいろんな機関と連携するのですが、検察庁の見学の後に引き続き裁判所に出向き裁判傍聴をしています。やはり、刑事手続を知ってもらうには、裁判傍聴をしていただくのが一番分かりやすいと思いますので、よく利用させていただいています。先ほどもお話が出ていましたが、毎年夏休みの期間を利用して、中学、高校の社会科の先生に対する裁判員制度の説明ということも実施しておりまして、今年も企画をしています。この企画を通して、学校の先生に主に刑事手続や刑事裁判について知っていただき、そこからフィードバックして学校の授業で生徒たちの法教育に役立てていただけていると思います。あとは、件数的にそれほどあるわけではありませんが、学校の方から模擬裁判をしたいとか、検察官に直接、学校へ来てもらって、1クラス又は2クラスの生徒に対して、説明をしてもらいたいとのリクエストがありますので、検察官を派遣して出前講義をすることもあります。また、ロースクールの関係ではロースクール生に検察庁に来てもらい、模擬検察官役として刑事事件の検討をするという企画もあります。例えば、こういう刑事事件があります、あなたは検察官として、取調べをする場合、どのように対応しますか、捜査という観点からは、どのような証拠が更に必要だと思いますか、など、そういったことを検討してもらおう。それに対して、現役の検察官がこういう証拠がありますよ、こういう観点がありますよ、こういう問題点がこの事件にはありますよ、というようなことを行うことにより、ロースクール生に、より実態に即した刑事裁判制度を理解してもらおうとともに検察官はこういった職種であるということを理解してもらえように行っています。
- ：ありがとうございます。ただいまの大学院や検察庁の取組に関してでもいいですし、本日の全体の感想でもかまいませんので、他の委員から何か御意見、御質問等

はございますか。

- ：百聞は一見にしかずで、裁判所に実際に来て、法廷の見学や裁判傍聴をしたり、模擬裁判に参加したりすることが、理解しやすいと思いますが、その広報といえますか、募集をかける場合の方法として、新聞掲載やウェブでの告知等いろいろあるかと思いますが、実際には、どのような方法を行っているか、御紹介をお願いします。
- ◆：実際のPR方法を御紹介させていただきます。主に、ウェブサイトを中心に行っています。その他には、裁判所には司法記者クラブがあり、その記者を通して、報道機関各社に掲載の依頼をお願いしたり、取材の依頼などをさせていただくこともあります。また、各自治体や公立の図書館にパンフレット等をお配りしています。例えば、今の時期の広報としては、夏休み子供見学会の開催案内パンフレットを配布したり、置いていただいたりしています。
- ：地道に広報活動をしているところではございますが、目に触れる機会が少ないのかもしれない。
- ：普段は、傍聴券を求めて抽選に並んだりしたことはあったのですが、法廷を見る機会があまりなくて、すごく新鮮でした。お尋ねしたいのは、今回のテーマからは少しそれますが、裁判員裁判について、沖縄県内では毎年、約400人に1人の確率で裁判員候補者名簿に登載されるとのことですが、その方たちは、全員が実際の裁判員裁判に参加されるのでしょうか。その実態が分からないので、御質問させていただきます。
- ◆：先ほど見学した裁判所のパネル展にも掲載していますが、沖縄県内においては平成28年度は2800人の方が裁判員候補者名簿に登載されました。その名簿の中から、実際の裁判日程が決まる度ごとに、裁判員として参加するよう通知を送付し、参加していただいているところです。
- ：潮海委員、御説明をお願いします。
- ◎：刑事担当の潮海です。裁判員候補者名簿の中から、具体的に何人の方に対して裁判員裁判の参加に関し裁判所から通知書を送付されたかは把握しておりませんが、

手順としては、裁判員裁判の日程が決まりましたら、裁判員候補者名簿の中から約100人の方に裁判員裁判に参加するよう通知書を発出します。通知を受けた方の中には、介護に関わっていること等を理由として、裁判員裁判への参加について辞退を申し出る方も多くいらっしゃいます。最終的に裁判所で選任手続を受けていただけの方が20人から30人となります。その20人から30人の方たちに裁判所に来ていただいて、さらに質問手続の中で裁判に参加するに当たり問題はないか確認の上、問題ない方の中から抽選で決めることとなります。したがって、相当数の方が、様々な事情のため、参加できないということになります。

- ：裁判員裁判の参加者については、様々な理由で辞退される方が多いのが実情であり、悩ましいところです。他に何か御質問等がありますか。
- ：裁判員裁判についてですが、年齢が20歳以上であれば、だれでも参加できるということですが、例えば、高齢になると、判断能力や体力面などが気になるところですが、そういった面での選考基準は選任手続の中であるのでしょうか。
- ◎：年齢については、70歳を超えていますと、申出により辞退できるということになっておりますが、もちろん、辞退せずに裁判員として参加される方もいらっしゃいます。他には持病等を理由に裁判員裁判の参加について辞退の申出があれば、辞退を認めるということになります。
- ：裁判員候補者が選任手続の日に来られた場合、選任手続の中で様子を見て判断することはあるのですか。
- ◎：裁判所に来られた方については、個別で質問をして、予定されている期間は裁判員裁判に参加することは耐えられませんかということで、辞退の申出をされる方もいらっしゃいます。あるいは、こういった事情があるのだが、是非参加したいという方もいらっしゃいます。辞退の申出をされない方が裁判員候補者となりますので、選任手続の場で行われる無作為の抽選により当たることもあります。
- ：先程は検察庁の広報活動の御紹介がありましたが、今度は弁護士会の広報活動について、御紹介をお願いいたします。
- ◎：沖縄弁護士会での広報の目的は大きく分けて二つあります。一つ目は、沖縄弁護

士会としての広報，二つ目は弁護士個人とのつながりを作るための広報とがあります。沖縄弁護士会の広報としては，弁護士会の存在を広く認知していただき，何か問題が出たときに相談できるように敷居を低くするという目的があります。日弁連でもチラシを作成したり，ホームページを作成したりしております。沖縄弁護士会では，数年前までは，路線バスの広告欄に広告の掲載を依頼したり，モノレールの駅に掲示したり等していたこともあります。現在は，ホームページ委員会を立ち上げて，弁護士会の広報活動として，インターネットのホームページ作成の方に力を注いでいます。インターネットの方では沖縄弁護士会のホームページを開きましたら，ホームページ内に色々な委員会があり，その委員会別にジャンル別の法律相談のページを準備しており，相談の内容に応じたページに進めるような仕組み作りをしまして，無料のもの，有料のもの，専門家とセットで相談できるもの，例えば，建築士と弁護士のセットで住宅関係の法律相談を受けるとか，労働相談であったり，DVの相談であったりと多岐にわたって構成されておりアクセスできるようにしています。また，沖縄弁護士会ホームページ内の法律相談ページから弁護士個人へのパイプ作りとして利用できるようにしています。後は，自治体宛てに，インターネット内の沖縄弁護士会ホームページの紹介をしています。例えば，法律相談制度の紹介やADR，調停等の一覧，弁護士による講師派遣依頼の案内など，沖縄弁護士会が用意している様々な活動の情報を記載した表を作成して，要望があれば，説明に出向いていき，担当部署などを紹介するというようなこともしております。その他には，新聞社のコラム欄に，法律問題Q&Aのようなものを1か月に1回，テーマを変えて発信させていただいています。また秋祭りや，大きな商業施設で年に何回かブースを設けていただいて，法律相談会を開催しています。そこでは，相談ブースのすぐ隣にお子さんが遊べるコーナーも併設して，親子連れでも気軽に相談できるような工夫をしながら法律相談会を開催しています。もう一つ熱心に行っているのが，法教育の部分です。県内の小学校から大学まで，幅広く活動をしています。特に小学校であれば，広い範囲で各学校宛てに文書を送付させていただき，申込みがあれば，弁護士が出向き，無料で法教育をテーマとして講義等を行って

ます。

●：県内紙で、小学生の模擬裁判などを沖縄弁護士会が開催したという記事を読んだことがあります。他の委員で何か、御意見等はございますか。

○：私たちは、業務上、訴訟になることも非常に多いということもあって、広報活動に関心を強く持たなければいけないと感じていますが、なかなか広報活動まではできていない状況です。個人的には、裁判所の調停委員や司法委員に任命されて、裁判所の訴訟等に関わることも多くなってきています。裁判所に調停委員や司法委員として関わるようになって感じたことは、裁判所は外から見ると非常に堅く見られがちですが、内に入ってみると意外と職員の対応も非常に良く、裁判所に来やすいと感じています。法律の在り方というものを私達建築士会でも勉強しないといけないのかなと思っています。弁護士会とも連携して建築関係の法律相談をするのですが、紛争の解決策は難しいなというのが印象です。

●：いろいろな御紹介ありがとうございました。裁判所では、模擬民事調停を昨年度開催したのですが、それは、最近、民事調停の利用件数が減少傾向にあることから、広く民事調停を知っていただくということで企画したものです。委員から見て調停制度をもっと利用していただくためには、どのような方法があるか御提言等はございますか。

○：そうですね、弁護士会との法律相談会で、建築関係の相談を受けた際に、この事案は裁判所に行くべきであるとか、弁護士会の中でも、別に用意している相談会で改めて相談してはどうかというような提言はします。調停制度の場合はもっと気軽に利用してもいいのではないかなと思っているところで、調停制度を活用することはいいのではないかなと思います。それでだめなら、訴訟に移ればいいと思います。問題を抱えている当事者の方たちにとっては、調停などの過程を踏んでいくことが重要なのだと思います。できるだけ調停で解決できるようにしたいのですが、なかなか難しく、不調に終わることもあるのですが、いろいろ勉強させていただいています。

●：他の委員の方から、何か御意見・御提言等はございますか。

- ：司法書士会でも無料法律相談をしています。裁判所に関するPRとしては、8月3日が「司法書士の日」となっていて、その日にちなんで法律相談等を企画しています。裁判所作成のリーフレットなどを置いて、より多くの方たちに配布できるようにして、裁判所のPR活動に協力させていただいています。そういうことでより一層身近な裁判所ということで、私も家事、民事の調停委員を18年ほどしておりますが、先ほどもお話がありましたが、裁判所は、表から見た裁判所と内から見た裁判所とは全く違うなと思います。その辺をもう少しより多くの国民のみなさんにPRできればなあということが、要望としてあります。
- ：いろいろ御紹介していただいてありがたく思います。他の委員の方から、何か御意見・御提言等がございますか。
- ：医師会代表として、裁判所関係でいえば、医療事故による訴訟が多いことは多いです。手術の結果が悪い時は主治医に結果の説明を求めるので、その時主治医は医師会にも調停委員会というのがあって、そこで検討して治療の方法が悪かったのではないかという検討の場はあります。その結果を、日本医師会の本部に報告して更に検討してもらっています。もう一つは、直接裁判所に調停を申し込むこともあります。医師会でいろいろ検討するのですが、私達医師会は、患者が直接裁判所に調停を申し込むのではなくて、主治医を通して、まずは、医師会に申し込んだらどうかなと思います。患者側からすれば、医師仲間でかばいあっているのではないかとの疑念も持たれるのではないかと思います。私は医師会代表の調停委員ではありませんけれども、納得がいかないという事案については、主治医を通して医師会に調停を申し出る手続をとられることを希望しています。
- ：紛争はなんでも裁判所というわけではないので、いわゆるADRなどの訴訟外の紛争解決手続などもございますので、いろいろ事案によって選択をしていただいて、一番最適だと思われる手続で解決していただくことが大事ではないかと思います。医療訴訟に限りませんが、弁護士の立場では、ADRの関係でどのように使い分けられているか御紹介できますか。
- ◎：ADRは話し合いという解決手段ですので、当事者がどこまで納得できるかとい

うところが一番大事になってくると思います。裁判所の調停事件は、結構、その事案に関して専門の知識や資格を持たれている方が調停委員として入っていただけるということは知っていますが、どこまで対応されているのかまでは知りませんので、例えば医療問題だったら二人の調停委員のうち一人は医療関係者が入るという形になっているのか、建築関係の調停事件であれば、建築関係の調停委員が入ると聞いていたのですが、裁判所の実情を教えてくださいませんか。

○：私も裁判所の調停委員をしていますが、医療関係の調停に関して言えば、裁判所での調停というのは非常に少ないです。医療関係は主治医を通して医師会で検討する方が圧倒的に多いのが現状です。ADRの話が出ていましたが、裁判所の調停手続とADRとはどのように違うのでしょうか。

◎：ADRとは裁判外解決手続ということですので、裁判所外で行われる話し合いですので、それは、調停とは呼ばないということだけのことです。

○：裁判所の調停委員は必ずしも専門職ではない場合がありますが、ADRが想定しているのは、専門職が構成員となるということが定型だと思っておりますが、どうでしょうか。

◎：必ずしもそうではありません。弁護士会が行う一般的なADRの場合は弁護士が構成員となるということだけのことです。ジャンルごとに専門家が構成員となるということにはなっていません。弁護士会で行う住宅紛争審査会などは建築士と弁護士が構成員となるという制度ですので、制度の構成により、専門家が構成員となるかどうかが決まっているのだと思います。

●：ADRの話はこのくらいにして、本日のテーマであります、広報関係についてさらに御意見等を伺いたいと思いますので、お願いします。

◎：先ほど、裁判員候補者に裁判への参加の通知を送付しても、裁判所に来てくれない方が相当数いるということでしたが、「忙しいから、裁判所には行きたくないよ。」とか「よく分からないから不安だ。」という方もいると思います。先日、九州の方で、裁判員に対して傍聴人が声をかけたということで、刑事事件として立件したという事案がありましたが、知り合いから、「そういう事案は大丈夫なのか」と聞か

れたことがあります。「もし自分が裁判員として参加したら、自分が同じ目に遭うのではないか」と聞かれたこともあります、「きっと大丈夫だよ」ということぐらいしか言えないのですが、広報の一つとして、裁判員制度に関してはもろもろの不安を解消させることも必要なのではないかと思います、裁判所として、その点はどのような対策をお考えでしょうか。

◎：例えば、事件関係者に会うのではないかとということですが、当庁ではかなり工夫しておりまして、警備上詳細は話せませんが、一般の方とは違うルートを通って移動していただく等して、極力接触することを避けるような工夫をしております。裁判員候補者の方への質問等で裁判所へ来る前、何が不安ですかとの問いについては、事件関係者との接触の可能性など、最近のトピックになっているものもありますが、これまで多かったのは、殺人事件の裁判員裁判で証拠として、写真なども見なければならぬのかとか、時間的な拘束が長いのではないかとということ聞かれることはあります。こういったことに関して、不安解消できるような広報をしていくことが必要であると思います。事案によっては、殺人事件で写真などを見る必要がある場合は仕方ありませんが、必要性のない証拠であれば見なくてもいいように配慮することや、実際の裁判員裁判についても相当数の時間や日数はかかりますけれども、休憩時間を適宜取るとか、数日間連続する場合は、間に裁判をしない日を設けるなど、いろいろ工夫はしていますので、そういった工夫例についても、もうちょっと広報することが必要なのではないかと思います。

●：皆さんに御発言いただきましたが、他にも何か追加でご発言等がありますか。

○：今の話とも若干関係するのかなと思いますが、裁判所の今後の広報活動の展開ということなので、裁判所について色々考えてみると、広報という活動が難しいだろうなと思っているんです。先程から出ている調停の話とか少額訴訟とか、「どうぞ利用してください。」とウェルカムという面がある一方で、裁判所があまりオープンとなっていないのかよく分かりませんが、例えば、刑事事件手続などでは、権威が失われても困りますので、その辺のバランスと伺いますか、パンフレットにある裁判所の広報の活動目的として、裁判官や裁判所職員の実像を正確に認識してもらう必

要があるとありますが、これは、例えばどういうことを目指しているのかなというのがあって、裁判官というのかえってベールの向こう側にある存在の方がいいのではないかという気がしています。どういうところを県民、国民の方にお伝えして、どういうところは少し控えた方がいいとか、そのバランスが裁判所の広報活動としては、非常に難しいのではないかと考えておりますが、そのへんの裁判所としての認識はどのようなものか伺いたいと思います。

◆**裁判所**：おっしゃるように、一般企業の広報活動などとは異なり、難しい面もあるかもしれませんが、司法制度は国民の信頼の上に成り立つものであると考えておりますので、裁判官や裁判所職員がどのような仕事をしているのか、どういう点を意識しているのかというのを知っていただいた上で、国民の信頼確保に努めていくことが必要とされているところです。

◎**委員**：企業のようにコマーシャルなどをできる立場ではないのは分かっています。ただ、1件1件裁判員裁判を行っていること自体が、PR活動かなと思っています。特に、私が裁判官として裁判員の方とどのように接するか、どのように評議するか、裁判をどのような訴訟指揮で行うかということも裁判員の方は見ておられますので、そういった裁判官としての振る舞いによって、裁判所の評判が変わってくるんだというくらいの意識をもって行っています。それは、他の裁判官でも同じだと思います。裁判官の人となりは評議の時などでわかりますので、まさにそれが一番のPR活動だと思っています。

○**委員**：先ほど話しました調停委員としての立場から話しますと、接してみないと分からないというところではないかなと思います。調停委員をしている時に、裁判官や裁判所職員に接してみて、裁判所にはこういう方たちがいるんだなと分かってきて、今は、とても気軽に話ができるところまでできました。こういうことは裁判所の広報活動ではなかなかすぐには理解できないところではないかという気がします。裁判所と接する機会や時間を増やすことではないかなと思います。調停委員も長年同じ方が担当するのではなくて、多くの方に経験してもらうことが一番なのではないかと思います。なかなか広報は難しいですね。外部に情報を流してみても実際

に関わってみないと理解できないですし、特に裁判所はそうだと思います。関わってみて初めて良さが分かるし、裁判所はこういうところを難儀しているのだなとか、いろいろな形で接してみるとということだと思います。

- ：一つには、今日御紹介した模擬調停や模擬裁判を行ったりとか、あるいは、裁判員裁判について、裁判官が直接、企業等に出向いて出前講義をすると、裁判官の人となりも知っていただける機会もあると思います。できる限り分かってもらえるよう広報に努めているのが現状でございます。
- ：裁判員裁判で裁判員が不安になるのは、沖縄県内は社会が狭いので、事件関係者が知合いだったり、親戚と会う確率が他府県に比べたら多いことだと思っています。安全性の配慮などはどのようになっていますか。その都度面談などで確認しているのですか。
- ◎：私が経験している中で、そういう気持ちを持つというのも分かりますし、それは、裁判員に選任する前に事案の概要の説明をして、関係がありますかと質問させていただいて、もっと詳しく確認したい場合に、質問手続で聞いています。選任されてからは、起訴状を読んでいただいて、こういう被告人ですが、何か関係ありますかという質問をします。関係ないということを確認していただいて、安心していただいているのが現状です。その後は、何かあれば、裁判所へご相談できるよう連絡体制をきちんとさせていただいています。何かあったときに、裁判所が何ができるかをきちんと説明させていただいていますが、そのような事例がほとんどないので、事例がないということも説明させていただいています。できる限りの説明をして、安心していただいた上で、裁判に参加していただけるようにしているつもりです。
- ：他の委員の方はどうでしょうか。
- ：私は現在、那覇市民文化部におりまして、その中に市民安全課があります。その課は、広く市民の方からの行政の相談窓口となり、苦情などもありまして、弁護士会に依頼して、弁護士の法律相談コーナーも設けていますが、約2週間待ちの状態です。非常にニーズのあるところですが、また司法書士会の相談窓口も設けているところですが、広報というのは、市役所は市民が多数来庁される場所ですので、裁

判所の方で何らかの広報媒体について那覇市に依頼するようなことがあれば、こういった形で行いたいがどうかと相談があれば、市民文化部の方で受けたいと思いますので、是非市役所の窓口として、市民安全課を使っていただいて、PRできるのであれば、協力できますので、よろしくお願いします。

●：ありがとうございます。今後も御協力のほど、よろしくお願いします。その他の委員の方で、何かありますか。

◎：裁判員制度に関する補足説明ですが、裁判員の選任手続に来られた方に最初に裁判員になった時の感想をお聞きするのですが、みなさん、「当たるとは思わなかった。」とか、「やりたくない。」という方がほとんどです。中には裁判員制度そのものに反対という方もいます。全ての方に「裁判員をやってよかった。」と思われるということは難しいです。ただ、多くの方が、裁判員裁判が終わった後に、「いい経験をさせてもらった。」、「やってよかった。」、中には「次に当たっても是非引き受けます。」という方もおられます。やはり、実際に関わっていただけると十分理解していただけるのだなという実感を持っております。ただ、どうしても全くやったことがないとどうなんだろうと不安ばかりが先走りして、積極的にとはいかないのですが、実際に参加していただけると理解していただけるんだと、実感しております。

○：辞退する理由は「忙しい」だけでも理由となるのですか。

◎：辞退理由として、「忙しい」だけでは理由とはなりません。例えば、専門的な仕事をしていて、数日間でも仕事を休むと業務に重大な支障が出てしまう場合などであれば、辞退の申出ができます。辞退の申出の理由はケースバイケースですので、辞退の申出が提出される都度、個別の判断となります。例えば、学校の先生などで、数日なら空けられるが、それ以上空けてしまうと、生徒の教育上とても耐えられない。代わりの先生も5日間は無理だということで、申出がされ、認められる場合もあります。裁判員に選任された方は、予定されている裁判の全ての期間に参加しなければならず、かつ、評議も全日程出ただけなければならないので、1日だけ参加して、あとは休むというのはありませんので、選任手続の際に、全ての日程で

参加は可能ですかと質問させていただいております。その点について勘違いされている方も多くいます。例えば、裁判員裁判が5日間予定されていて、3日間なら出られますが、残りの2日間は休んでいいですかと尋ねられる方もいますので、そこは、最初の段階できちんと説明して、理解していただいた上で、参加が可能な方を選任しておりますし、状況をお聞きして、辞退を認める場合もあります。

- ：この地裁委員会のテーマでも裁判員裁判について何度か取り上げたことがありますが、なお、引き続き委員の皆様に関心が高いことがよく分かりました。その他の点についてでもいいのですが、他に何かありますか。特にないようですので、意見交換は終了とさせていただきます。本日は、貴重な御意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。

(3) 次回期日・テーマの確認

期 日 平成28年11月25日（金）午後2時

テーマ 「民事調停制度」について」